

社会福祉法人胆沢やまゆり会定款細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人胆沢やまゆり会定款の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員選任・解任委員会)

第2条 定款第6条第3項に定める細則は、「社会福祉法人胆沢やまゆり会評議員選任・解任委員会運営規則」による。

(評議員の報酬基準等)

第3条 定款8条に定める報酬は、評議員会への出席とし、日額10,000円を出席した都度支給する。

(役員の報酬基準等)

第4条 定款21条に定める各年度の報酬総額は、次のとおりとする。

- (1) 理事 総額 20,000,000円以内とする。(兼務職員を含む)
- (2) 監事 総額 2,000,000円以内とする。
- 2 定款21条に定める報酬基準は、勤務形態に応じて別表のとおりとする。
- 3 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。
- 4 役員に対する報酬等の支給日、支給方法及び旅費は法人職員の例による。
- 5 就任又は退任が月の途中の場合は、日割りにより計算する。

附則

この細則は、平成29年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 350,000円
理事	月額 35,000円

2 (非常勤役員の報酬)

役職名	報酬の月額
理事長	月額 150,000円
理事	月額 35,000円
監事	月額 35,000円